

千葉市地方卸売市場特殊自動車登録及び運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市地方卸売市場（以下「市場」という。）内で使用する特殊自動車の登録制度を実施及び運行管理について必要な事項を定めることにより、市場内における環境に配慮するとともに、危険防止、交通秩序の確立及び市場取引の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する小型特殊自動車であつて、フォークリフト、モータートラック、マイティカー等市場取引のため使用されているものをいう。

(登録義務)

第3条 市場内で市場取引上、特殊自動車を使用しようとする市場内業者、売買参加者、買出人、運送業者等（以下「使用者」という。）は、特殊自動車登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、登録を受けなければならない。

(登録票の交付)

第4条 市長は、前条による申請が適正と認めるときは、使用者に登録票を交付するものとする。

2 前項の登録票は、様式第2号によるものとする。

(登録票の貼付義務)

第5条 使用者は、前条の規定により交付を受けた登録票を当該特殊自動車の見易い位置に固定しなければならない。

(登録票の再交付)

第6条 使用者は、登録票を汚損、毀損又は滅失したときは特殊自動車登録票の再交付申請書（様式第3号）により、直ちに再交付の申請をし、再交付を受けなければならない。

(登録の廃止)

第7条 使用者は、特殊自動車を使用しなくなったときは、特殊自動車廃車届（様式第4号）に登録票を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

(所有者の明記)

第8条 使用者は、市場内で使用する特殊自動車には、使用者の名称（売買参加者についてはその名称又は売買参加者番号）を特殊自動車の見易い位置に明記しなければならない。

(新規に取得する場合)

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り新規に特殊自動車を取得で

きるものとする。この場合において、使用者は特殊自動車取得承認申請書（様式第5号）を提出して、市長の事前承認を受けなければならない

- (1) 使用者の取扱量が伸張り、現に使用している特殊自動車の台数では業務に支障が生ずる場合
- (2) 使用者が現に使用している特殊自動車を更新する場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由があると認めた場合

（運転資格要件）

第10条 使用者は、特殊自動車を普通運転免許証（原動機付自転車免許証を除く。）を有する者に運転させるものとする。

- 2 フォークリフトについては、前項の免許を受けた者であって、かつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条の規定による講習を修了した者に運転させるものとする。

（安全運転の義務等）

第11条 市場内で特殊自動車を運転する場合は、徐行運転し、特に施設内（卸売場、施設内通路等）で運転する場合は最徐行とする。

- 2 特殊自動車を運転する場合は、乗車定員を遵守しなければならない。
- 3 市場内で特殊自動車を運転する者（以下「運転者」という。）は、安全運転に努めなければならない。
- 4 使用者又は運転者は、特殊自動車を荷物運搬以外の目的で使用又は運転してはならない。
- 5 使用者は、市場内で使用する特殊自動車について損害賠償保険（対人賠償、対物賠償等の任意保険）に加入しなければならない。

（点検及び整備義務）

第12条 使用者は、定期的に当該特殊自動車の点検及び整備を行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、フォークリフトの点検については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第151条の21の規定による定期自主検査を実施し、同規則第151条の23の規定による記録を保管しなければならない。
- 3 使用者は、市職員又は検査者から特殊自動車の整備不良又は欠陥を指摘された場合は、直ちに整備しなければならない。

（登録の取消）

第13条 市長は、使用者又は運転者がこの要綱に定める事項に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当したときは、1月以内の期間を定めて当該特殊自動車の使用を停止させ、又は運転者の運転業務を停止させることができる。

- (1) 故意に他人の車両若しくは通行人の進行を妨げ、若しくは他人を傷つけ、又は市場施設若しくは他人の物品を損傷し、その他場内の交通秩序を乱す行為があったとき。
- (2) 登録票を他人に譲渡し、譲り受け又は貸与する等不正な手段により使用したとき。
- (3) 申請内容を偽って登録票の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不適格と認めたとき。

(指導)

第14条 千葉市は、この要綱の違反者に対し指導を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。